

## 奈良県告示第五百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 施行者の名称

三宅町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業三宅町流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十一年三月十六日から平成三十七年三月三十一日まで

### 四 事業地

変更後の事業地

#### (一) 収用の部分

なし

#### (二) 使用の部分

昭和五十一年三月奈良県告示第六百四十九号、昭和五十八年一月奈良県告示第五百九十五号、平成元年三月奈良県告示第百二号、平成五年六月奈良県告示第百七十七号、平成七年三月奈良県告示第五百四十四号、平成十三年三月奈良県告示第五百八十六号、平成二十年二月奈良県告示第二百七十七号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百三十号の事業地のうち三宅町大字石見字北五味田及び字北矢倉、大字三河字イヤノ垣内、字コモラ、字中テ縄、字二ノ坪、字町田、字藪ノ内、字リウ及び字六反田並びに大字伴堂字イヅミト、字桶尻、字北池田、字串作、字黒子、字シリエダ、字ノイダ、字ノイロ及び字平田地内において事業地を変更し、三宅町大字石見字五味田及び字藤ノ木並びに大字三河字出雲、字市ノ坪、字土塚、字ツチロダ及び字西ノ坪地内を事業地に加える。